

整理No	基準コード	区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
1	01一般共通基準	防災	4. 施行区域内に面積が5,000平方メートル以上の場合又は放流河川に支障を及ぼすと認められる場合は調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘察し、支障のない場合は、この限りではない。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が、年超過確率雨量の1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課
2	11管理型最終処分場	工法及び防災対策等	3. 地表水等集排水設備は、次により行うものとする。 ア 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の施設(以下「地表水排水設備」という。)を設けること。 イ 埋立地外流水域を含んだ水路が埋立地内を通過している場合には、埋立地の周囲に付け替え水路を設けること。 ウ 地表水排水設備及び付け替え排水路は、原則として開渠とすること。 エ 事業の施行により雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修すること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。 オ 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。 カ 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。 キ 施行区域内に面積が5,000平方メートル以上又は放流河川に支障を及ぼすと認められる場合は、下流の河川及び水路への雨水流出増対策として調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘察し、支障のない場合は、この限りではない。なお、調整池を設置する場合であっても下流の河川及び水路の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、下流の河川及び水路の管理者の指示による措置を講ずること。	法令基準	厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(5)、都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 廃棄物対策課 建築土地対策課
3	13中間処理施設	防災	4. 施行区域内に面積が5,000平方メートル以上の場合又は放流河川に支障を及ぼすと認められる場合は調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘察し、支障のない場合は、この限りではない。なお、調整池を設置する場合であっても、下流の河川及び水路の流下能力が、年超過確率雨量の1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課

整理 No	基準 コード	区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
4	14土石の採取	防 災	4. 施行区域内にが5,000平方メートル以上又は放流河川に支障を及ぼすと認められる場合は、下流の河川及び水路への雨水流出増対策として調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘察し、支障のない場合は、この限りではない。なお、調整池を設置する場合であっても下流の河川及び水路の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課